

「新中央診療棟移転に伴う廃棄処分業務」に関する一般競争入札公告兼説明書

「新中央診療棟移転に伴う廃棄処分業務」について、一般競争入札を行うので、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号、以下「規程」という。）第9条の規定により公告する。

令和7年4月1日

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
理事長 近藤 泰三

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務内容 新病院移転後の旧病院内の備品・什器類及び医療機器等の処分
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和7年7月31日（木）
- (4) 作業場所 岐阜県多治見市前畠町五丁目161番地
岐阜県立多治見病院

2 契約の内容を示す場所及び日時

(1) 担当部局

住 所 〒507-8522 岐阜県多治見市前畠町五丁目161番地
部 署 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
事務局経営改革室経営改革担当 加藤 大樹
電 話 0572-22-5311（内線2211）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

- ア 交付期間 令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）までの毎日（土日祝日を除く。）午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所 2（1）に同じ。なお、岐阜県立多治見病院のホームページ（下記のURL）からダウンロードすることも可能である。
<http://www.tajimi-hospital.jp/>

3 現地見学会

入札参加者は必ず事前に現地見学会に参加し、査定すること。現地見学会に参加しない者は本入札に参加することができない。なお、査定に要する費用は、全額入札参加者の負担とする。

実施期間 令和7年4月16日（水）～令和7年4月18日（金）

※希望者は事前に電話連絡すること

4 応札方法

日 時 持参する場合 令和7年5月21日（水）午後1時30分まで
郵便による場合 令和7年5月19日（月）までの消印有効
提出先 2（1）に記す部署

5 開札を行う場所及び日時

開札は以下により公開式で行う。なお、開札に出席しない場合は、結果を郵便で通知する。

日 時 令和7年5月21日（水） 午後1時30分

場 所 岐阜県多治見市前畠町五丁目161番地
岐阜県立多治見病院 旧中央診療棟3階 会議室

※開札時に応札者が立ち合いをするときは、開札日の午後1時20分までに開札場所に集合すること

6 入札書に記載する金額

(1) 応札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札額の計算方法は以下のとおり。

現地確認をもとにした総量を総額とする。

下記項目ごとに金額を明記し、医療機器等の買取額をマイナスで記入する。

医療機器買取金額は一覧表を添付すること。

(ア)作業費（作業員運搬費用等含）

(イ)産業廃棄物処分費

(ウ)産業廃棄物収集運搬費

(エ)家電リサイクル費用

(オ)資材・道具損料

(カ)フロンガス回収費

(キ)管理費

(ク)諸経費

(ケ)鉄屑・什器・備品買取金額

(コ)医療機器買取金額

下記方法により算出した額を①+②=入札額（税抜）とする。

①「処分」

入札者が代金を受け取ることを見積もった場合には正（プラス）の数値で算出すること。処分額は、必要な一切の費用（撤去・、運搬、マニフェスト代等）のすべてが含まれたものとする。

②「引取（買取）」

入札者は代金を支払うことを見積もった場合には、負（マイナス）の数値で算出すること。

買取額は、必要な一切の費用（撤去、運搬、処理費等）を差し引いた金額とする。

※買取った医療機器等の販売等を行う場合は必要な処理を行い、販売等に係る責任は受託者が負うものとする。

（参考）廃棄処分費用の計算例

①処分費用：700万円 + ②引取費用：-100万円 = 入札額：600万円

7 落札者の決定方法

(1) 規程第14条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、入札書記載金額が最低の応札者を落札者とする。落札価格は入札書に記載する金額（以下、「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札における入札書記載金額が最低の者と随意契約交渉を行うこととする。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

規程第13条及び第39条に該当するときは免除する。

9 入札参加者の資格に関する事項

(1) 本入札公告日において、岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている者であること。岐阜県入札

参加資格者名簿に未登載の場合は、令和7年4月18日（金）までに岐阜県出納事務局出納管理課用度係へ必要書類を提出していること。

- (2) 規程第8条の規定に該当しない者であること。

以下、規程第8条抜粋

契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、3年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア)契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に
関して不正の行為をした者

(イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ)第40条に定める監督又は第41条に定める検査の実施に当たり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者

(オ)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ)この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

以上、規程第8条抜粋

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

- (5) 破産法(平成16年法律第76号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。

- (6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、入札参加申込書の提出期限日から契約の締結日までの期間内に受けていないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (8) 過去3年以内に300床以上の病院の残置物処分業務実施経験のある業者であること。

- (9) テレビ、冷凍庫、冷蔵庫等「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」を適用する家電の処分が可能のこと。

- (10) 医療機器について医薬品・医療機器等法及び関係法令に基づき適正に処理する事が可能のこと。

- (11) 次の許可証等を有すること。ただし、競争入札に参加しようとする者が下記許可書等を有しない場合においては、許可書等を有する業者にその業務を委託することが出来る。

①高度管理医療機器等販売及び賃貸業許可証

②古物商許可証

③電気工事士（第二種以上）資格

④産業廃棄物収集運搬業許可書（岐阜県）

⑤産業廃棄物処分業許可書

⑥処分の委託における処理施設の種類及び処理能力を示す書類

⑦廃棄業務における実施体制図（様式任意）

(13) 旧病院で実施する現地確認に参加できる者であること。

10 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、提出期限までに以下の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。
ア 別に定める入札参加申請書
イ 別に定める誓約書
ウ 9 入札参加者の資格に関する事項（11）を満たすことを証明できる書類の写し
- (2) 提出期限 令和7年4月25日（金）
期限までに入札参加申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加資格の確認結果は、令和7年5月2日（金）に通知する。
- (4) 入札参加を辞退する場合は、別に定める入札参加辞退届を令和7年5月12日（月）までに、2（1）の場所に提出すること。

11 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者とした入札並びに規程第22条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

13 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

14 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約書作成の要否 要
(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
- (5) 質疑応答

仕様等について質疑がある場合は、令和7年5月7日（水）正午までに全ての質問について質問書（様式任意）を作成し、2（1）の場所に提出すること。

回答については、令和7年5月9日（金）17時までに全ての入札参加希望者の入札参加申請書に記載された連絡担当者に、E-Mailにて送付する。

15 添付書類

- (1) 仕様書
(2) 入札参加申請書様式
(3) 誓約書様式
(4) 入札書様式
(5) 入札参加辞退届